

大和市保育所嘱託医設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第23号

大和市保育所嘱託医設置規則の一部を改正する規則

大和市保育所嘱託医設置規則（平成21年大和市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「社団法人大和市医師会（昭和34年4月22日に社団法人大和市医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人大和市医師会」に、「社団法人大和歯科医師会（昭和53年7月22日に社団法人大和歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人大和歯科医師会」に改める。

第4条中「12人」を「10人」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。